

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（改定版）
中間案に対する府民意見の要旨及びこれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	京都府の考え方
Ⅱ 策定の視点		
1 暴力を許さない社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子生活支援施設の利用者の8割強はDV被害世帯になっている。DV被害者が保護され、自立するためには、医療・法律・生活（生活保護・就労）・養育（保育所・学校）支援がすぐに必要であり、母子生活支援施設の支援機能の強化・改善が必要である。現在、母子生活支援施設は様々な社会的問題を抱えた母子世帯のセーフティネットに加え、DV被害者の支援の困難な世帯に対しての保護・自立の役割を求められているが、DV被害者の保護・自立支援に伝えられるべき機能がないに等しく、母子生活支援施設の機能強化を策定の視点にいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者支援の関係施設が単独で全ての機能を行うことは困難であり、母子生活支援施設を含め、関係機関が相互に協力・連携し合いながら、役割に応じた支援がなされるように、施策の推進を通じて行ってまいります。
Ⅳ 現状		
3 DVの実態	<p>【世代間連鎖】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● DVすべてに世代間連鎖が起こるわけではなく、この表現は誤解が生じ、被害者を傷つけるのではないかと危惧する。 ● DVは連鎖していきやすいものだという認識はまだ十分できていないと思う。DV家庭で育つ子は加害者はもちろん被害者にもなりやすいということのアピールが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御意見を検討し、被害者への誤解を避けるため削除しました。
Ⅴ 計画の内容		
1 DV被害に気づく環境づくり		
(1)暴力に苦しむ被害者の相談に向けた情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● カードの配布について、DV被害者と思われる見知らぬ人に突然カードを渡しづらいと聞いたことがあるため、ティッシュなど自然に渡せる物と一緒にすることはできないか。 ● DVに関する情報を府民の目に付きやすいところにおいてほしい。例えば電車、バスなどの広告チラシを貼るところに洒落たイラスト入りでいつも貼っておいてほしい。常時というのは大切。 ● 男女共同参画施設のポスターやカウンター上のカードなど目につくところに情報提供がなされているが、他の利用者の目が気になり手にとれない場合も多くあるかと思う。スーパーの目立つ場所のほか、人目を気にせずに手にとることができるトイレ・・・など具体的な設置場所を明示し、府内全域が同レベルに啓発できることを望む。 ● 底辺拡大に向けては、視覚聴覚に訴える啓発媒体が有効だと考える。誰にでもわかりやすく伝達でき、心にも届く視聴覚啓発媒体を作成されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害当事者へ届けるべき情報と、その周辺の人々を含めた様々な機関に届けるべき情報、また、その情報の届け方について、ご意見を参考にそれぞれの対象に応じたきめ細やかな情報提供に努めてまいります。

項目	意見の要旨	京都府の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ● 改定を契機にデートDV予防の中高生向けパンフレットを府で作成された。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ デートDVの予防啓発は重要と考えており、内閣府とも連携し、関係機関の協力も得ながら、啓発、研修用の媒体の作成に取り組んでまいります。
(2) 早期発見（通報）できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 早期発見（通報）できる環境整備について、民生児童委員や社会福祉協議会、自治会などが関係機関あるいは地域ネットワークに含まれているのかわからない。含まれているなら、機関（民生～・福祉施設、等）と一項目挿入した方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御意見を踏まえ、一部文言を修正しました。
2 暴力を許さない環境づくり		
様々な場での研修・啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 暴力を助長する原因として、テレビや雑誌あるいはインターネットなどの影響が大きいと考える。それらメディアに対する取組や働きかけも重要かと思う。 ● 教育について、DV研修も必要だが、ジェンダーを幼少時から教えてほしい。 ● 行政の窓口担当者、生活保護課のケースワーカーに毎年DVに関する研修を行ってほしい。二次被害にあうとなかなか立ち直れない。 ● 幼い頃からどんな理由があっても暴力を肯定しない「非暴力」についての教育を行っていくことが必要。暴力を振るわないためには、自分の気持ちを言葉にして相手に伝える必要があり、一つのコミュニケーションの在り方を学ぶ事にもつながるため、小・中学校でも実施していくことができるのではないか。 ● 「若年層に対するデートDVに関する予防啓発の推進」について、最近では男女交際を始める年齢が若くなってきており、中学3年生頃にも一度そのような講座を設けてはどうか。特に性的暴力については、真剣に検討する事が必要。 ● デートDV防止啓発について、若年層に対する予防・啓発の充実が急がれる。10代～20代への予防啓発を、社会全体の気運にまで高める必要があると考える。また、各相談機関での研修もまだまだこれからかと思われる。 ● DVを受けながらも相手の所へまた戻ってしまう被害者の気持ちは、理解できない。なぜ帰っていきたくなくなるのか、その心理メカニズムを説き明かしてくれるようなビデオがあれば、一般向けの「人権講座」で見せてもらうことにより、周りの人間の理解は大きく進むと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な情報が氾濫する現状においては、情報を主体的に収集し、判断する能力を高める研修や啓発が重要であるとともに、配偶者等からの暴力をなくす啓発期間の運動など、メディア関係機関に広く協力を求めてまいります。 ○ DVは、経済力の格差など社会的・構造的問題を背景とし、男女共同参画社会実現の妨げになっています。保育園、幼稚園、学校などあらゆる場を通じて、お互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、生命と人権を大切にすることを育む取組を進めてまいります。 ○ 毎年市町村や民間支援団体を含め、講義や事例検討、ロールプレイ等を内容とした専門研修を実施しています。今後とも研鑽を図り、二次的被害の防止に努めてまいります。 ○ 各学校においては、年間の全体計画のもとに、児童生徒の発達段階に応じて、いのちを大切にする心、他人を思いやる心など、豊かな人間性を育む教育を道徳教育や人権学習をはじめ、あらゆる教育活動を通して行っています。また、府教育委員会においては、「京の子ども明日へのとびら」や「人権学習資料集」などを作成し、学校の取組が充実するよう支援しているところです。 ○ いわゆるデートDVについては、府立高校で学習を行っている学校もあり、児童生徒の発達段階に応じて学習することが必要であると考えています。また、民間団体とも連携した広報啓発強化期間を設け、機運の醸成に努めてまいります。 ○ 暴力を許さない環境づくりのため、研修、啓発は重要であり、その方法については、関係機関とも協議し、効果的な広報に努めてまいります。

項目	意見の要旨	京都府の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ● DV被害者を作らない為の方策の一つとして、男女を問わず「経済的自立」の重要性が挙げられると思う。離婚すると自分一人では子どもを養育できないからがまんするといった例も決して少なくはなく、小学校の段階から進路指導の中で、中学、高校と継続して「経済的自立」の大切さを学ばせていくことが必要。 教育現場での役割も非常に大きく、子どもたちが心身共に健全に成長し、豊かな人間性や社会性、正しい知識の習得により、次世代におけるDVの被害件数は減少し、豊かな人間関係の構築された社会に一步前進するのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校においては児童生徒一人ひとりの目的意識を高め、キャリア教育を通して望ましい職業観や労働観を身に付け、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する学習を行っています。その学習の一つとして、小学校では「職場見学」、中学校では「職場体験」、高等学校では「インターンシップ」を推進しています。
3 総合的な相談・保護体制の充実		
<p>(1)相談体制の充実・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報提供、他機関との連携、環境の整備など、どれも大切であるが、DVは家庭という密室の中でのことで顕在化されにくいので、相談窓口での対応がとて大切であり、二次被害を与えることのないように十分な配慮が必要である。 ● 夫からDVで民間シェルターに避難中であり、将来にメドが着いた事から少しずつ自分を取り戻しつつあるが、公的支援機関から受けた二次被害からの回復は、なお、困難である。支援を担当する部署では勤続年数や序列に関わらず研修を受け、被害者から相談を受ける際は、ひとりよがりにならないよう2人1組で受ける、被害者から苦情のあった担当者は再研修を受けるなどの工夫をして頂きたい。 支援を求めて行動を起こした被害者は、心身共に限界状態である。1人でも支援機関で二次被害を受けるDV被害者が減る事を願って止まない。 ● DV施策は政令市特例に該当しないが児童福祉施策は政令市特例に該当するなど、一体的に対応する体制を構築することは困難ではないか。 ● もっと相談するところを増やしてほしい。ちょっとおしゃべりができるところ、おしゃべりをしているうちに自分がDV被害者なのではないかとわかるところがあればよい。 ● 市町村地域における支援の充実について <ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当課職員への研修の実施 ・研修の際、被害者の要望がどのように多岐に及びのかを図式化するなどして、関係各課との連携について説明されたい。 ・ワンストップシートを使って支援するよう、市町村に助言されたい。 ・被害当事者の方が居住する市町村では相談しにくいというケースがあることから、広域での対応についてマニュアル化されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新任・経験者を問わず、府、市町村や民間支援団体の相談対応職員に対する専門研修により、二次的被害の防止に努めるとともに、二次的被害が生じた場合は、被害者との信頼関係の回復に努め、その方に応じた支援を迅速に行うとともに、相談時の対応の在り方を検証し、再発の防止に努めてまいります。 ○ 被害者支援において、行政の枠を超えて連携を図りながら関係機関が一体となって対応していくことが重要であると考ます。 ○ 府民の皆様に、気軽に御相談いただけるような雰囲気づくりに努めるとともに、行政相談の中で背景にDVが疑われる場合には、関係機関と調整し、適切な対応に努めてまいります。 ○ 毎年市町村や民間支援団体も対象とした専門研修を開催し、講義だけではなく、事例検討やロールプレイも行いながら、関係機関との連絡・調整も含めて知識や対応技術の研鑽を図っているところで

項目	意見の要旨	京都府の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの転校先を捜し出したり、転居先の住所を記した「住民異動届受理通知」を前住所地に送り、夫に転居先を知らせてしまうということも起きているため、事例などを使って、具体的に守秘義務、個人情報保護の徹底を図りたい。 ・ アンケート結果から、被害当事者は心理カウンセリングを必要としている。市町村でも、DVの構造をよく理解したカウンセリング窓口を増やしてほしい。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談を受けているなかで、加害者はアルコール依存症から暴力につながるケースが多数みられ、お酒さえ飲まなければ、やり直したいと考えている人も少なくない。現在、公的な窓口は、近隣では府保健所のみである。相談窓口の充実を望む。また、民間の断酒会なども支援ネットワークに組み入れ、連携を図ってはどうか。 	<p>○ 市町村におけるDV対策の充実・強化についての働きかけに努めてまいります。</p> <hr/> <p>○ アルコール依存症に係る相談など、加害者と被害者の状況に応じた関係機関とのネットワークの構築に努めてまいります。</p>
(2)緊急保護の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護命令の申し立て等、元の住所地へ出向く必要がある場合など、電車等公共交通機関を利用した移動になっており、DV被害者の安全確保の面からいっても非常に危険であり、DV相談支援センターの機動力の確保を明示していただきたい。 ● DVに関する相談は年々増加しており、そのほとんどは女性、かつ、子どもと同居のケースが多い。相談内容は、心のケアから法的な助言を求めるものまで幅広い。また、DV被害者の保護を行うことは被害者の経済基盤を失うことに直結し、自立支援が重要となる。さらに、DVと児童虐待は重複して現れるケースが多く、相談から続く一連の保護・救済・自立支援の課題に連携して取り組むことができる相談施設の整備が望まれる。 ● 被害者の状況に応じたカウンセリングの徹底と書いてありますが、これはよいことだと思う。 ● 精神的な問題を抱えているような難しい人を民間シェルターに委託しているという話を聞くことがある。どのような人たちであれ、被害者であれば公的機関で受け入れられる体制づくりをしていただきたい。 ● 緊急保護の充実について、「共同生活が困難」として障害や精神疾患を抱えている被害女性の保護を断られた、「身体的暴力がないから保護できない」として夫による精神的暴力に苦しむ女性を保護してくれなかったなどの事例を聞いた。そういうことはあってはならない。 	<p>○ 緊急保護や同行支援については、DV相談支援センターや警察、関係機関が連携して、被害者の状況に応じて、安全で機動的な対応に努めているところです。</p> <p>○ DVや児童虐待など家庭問題を総合的に支援できる体制を構築し、また、児童相談所と一体になった支援体制の充実に努めてまいります。</p> <hr/> <p>○ 被害者の精神的ケアについては自立を進めていく上でも重要であることから、今後さらに被害者の状況に応じた心のケアに努めてまいります。</p> <p>○ 被害者や同伴児童の状況に応じて、公的機関や民間施設の協力を得ながら一時保護を行っており、今後とも一時保護の受入体制の充実・強化を図ります。</p>

項目	意見の要旨	京都府の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ● 同行支援については、あらゆるところに行ってもらってとても助かった。保健所、医者、弁護士、行政の窓口、不動産屋、家裁、地裁どれをとっても気軽に行けるところではなく、今まで利用したこともないところでもある。PTSDでうまく話ができない。ついていてもらうだけでも自信がもてるし、ちょっと関わってくださるだけでも話がスムーズにすすむ。忘れていたことを思い出すこともできる。同行は必要だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ これからも被害者の状況に応じた支援を引き続き行ってまいります。
(3)同伴児童等への支援（DV家庭に育つ子どもたちへのケア）	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時保護された時点から被虐待児として児相の関わりがある体制づくりが必要であると感じている。また、継続的な心理ケアを充実させ、世代間連鎖を断ち切る機会と考えることが必要である。 ● DV被害にあった母親と子どもへの支援について、母子を両方サポートできるように支援ネットワークを共同で機能できるようにしてほしい。 ● 自立的な生活を始めた後に、母子共に精神的に不安定になることも多く、母親が子どもの世話ができなったり、時には虐待や不登校になったりと様々な問題が出てきます。こうした状況を把握することができるのは、学校であり、多面的に地域の社会資源と連携して問題解決を図るスクール・ソーシャルワーカーの導入を求めます。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ● DV対応と児童虐待対応の連携で、加害者のところから脱出できたとはいえ、母子の場合、お金のことや衣食住など生活全般、自身と子どものトラウマとその症状、それからの回復などさまざまな困難を抱えている。母子ともに専門的なケアが必要。親密な関係における暴力が女性や子どもたちにどのような影響を与えるかを踏まえたサポート体制が求められています。行政は女性政策、子ども福祉という縦割りで対応するのではなく、連携しながら安全確保と回復をサポートしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同伴児童については、児童相談所等と連携して子どもの状況に応じた対応をしており、引き続き早期の段階から児童相談所と一層の連携を図りながら対応してまいります。 ○ 学力と相関関係のある生活習慣の確立と学習習慣の定着を図るためには、福祉関係機関等と連携した組織的かつ継続的な取組が重要と考える。そのため、現在小学校に配置している「まなびアドバイザー」に加え、「スクールソーシャルワーカー」の役割を備えた社会福祉の専門家などの中学校への配置に向けて検討を進めてまいります。 ○ 被害者と子どもへの支援をそれぞれで行うのではなく、親子への支援という形で行政機関相互の連携を図りながら、安全確保と回復をサポートしてまいります。
(4)外国人、障害者、高齢者の被害者への支援の充実並びに男性被害者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者へのケアが必要。障害者は自分の言いたい全部をうまく人に伝えることができない。それに対して心の問題を聞いてくれる人が必要だと思う。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ● マイノリティ支援について、社会的マイノリティであることによって必要な情報が届いていないケースや、相談したいが躊躇してしまう現状がある。特に同性愛カップル間では、そもそも同性愛への偏見がある中で誰にも相談できないという現状が伝えられている。相談を躊躇してしまう理由として、ひとつに相談員への危惧（被差別コミュニティへの偏見・無理解＜民族差別・部落差別意識など＞、同性愛への偏 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・高齢者等福祉施設との連携による被害者等への継続的ケアを図ります。また、心身回復のサポートとして専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの強化を図ります。 ○ DV防止法に基づく被害者については、どのような状況の被害者であっても男女、民族、地域言語の分け隔てなく支援していく必要があるとともに、支援にあたり、実態を把握することも重要と考えています。

項目	意見の要旨	京都府の考え方
	<p>見・無理解、「障害」や病気への偏見・無理解、男性へのジェンダー意識に基づく偏見等)、ふたつめには第三者に相談することによってマイノリティのコミュニティで孤立するのではないかという危惧などが考えられる。</p> <p>計画に記載されている項目の実行と併せ、①相談員への人権研修の徹底、②マイノリティの権利保護活動を行っている団体に対してDVに関する情報提供、研修への呼びかけ、③他言語通訳の確保などが必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域言語による相談支援について、保護・支援の観点からは、被害者側ではなく、支援側における言語水準や人員の不足を補っていくことを重点目標として位置づけることが重要。外国籍市民のDV被害者の救済には、被害者が被害を「語る」ことのできる環境をいかに保障していくのが問われる。被害者が安心して相談することのできる環境整備のためには、それぞれの地域言語能力をもつ相談員の確保が重要。 ● 外国籍市民のDV被害者の保護・救済・自立支援については、外国籍市民のDV被害者の多くが、言語の壁に加え、在留資格の問題で、法律上は不法滞在や不法就労状況にあることが多いため、助けを求めることが非常に困難。より複合的な被害を受けやすい被害者に対する医療的・精神的ケアと同時に、被害者の法的保護を保障する施策の整備が必要。 ● 実態把握の重要性について、「外国人、障害のある人、高齢の被害者」については、啓発のみならずDV被害の実態についての把握が極めて不足しているのが現状。各支援団体との連携のもとで、DV被害の実態把握調査に取り組むための指針や行動計画の策定が重要。 ● 異性間DV被害と同性間DV被害について、男性のDV被害者が存在する現状において、「DVの被害者は女性だけではなく男性も存在する」というみのアプローチでは、DV被害・加害の問題を、狭義の暴力の問題として縮小化、DV防止法の改定により拡充した暴力の定義を後退させてしまう恐れがある。 <p>DV被害・加害の問題は、異性間のカップルだけにおこるのではなく、同性間のカップルにもおこる問題として顕在化させることが重要、DV事象の多くが、男性から女性のパートナーに対する暴力であることは、常にDV被害防止の行動計画の中で、中心的に位置づけることが重要。</p>	<p>○ マイノリティの方々に対するDV対策について、同性愛者間の暴力はDV防止法の対象とはなりませんが、暴力により被害者の人権を侵害する点では、DV防止法に基づく被害者の状況と変わりはないと認識しております。</p> <p>外国籍を有する被害者についても、言葉の壁はもとより、不法滞在の状況にある場合や被害も複合的になる場合も多いことから、関係機関と連携を図りつつ、相談員等からの二次的被害の防止も含め今後対応について検討してまいります。</p>

項目	意見の要旨	京都府の考え方
	<p>● マイノリティ女性のDV被害対策について、特に以下の①～⑦の女性たちに対するDV被害防止の施策推進と、そのための行動計画（中間案）に、マイノリティ女性に対するDV被害の防止・救済・保護・支援の明確な文言・項目の挿入を求める。</p> <p>① 世系（門地）を理由に差別されている被差別部落の女性</p> <p>② 数世代にわたり日本列島に居住している民族的マイノリティとしての在日朝鮮・コリアン女性</p> <p>③ 北海道を中心に日本列島に散在して居住している先住民族アイヌの女性</p> <p>④ 琉球諸島を中心に、日本列島に散在して居住している先住民族と言われる沖縄の女性</p> <p>⑤ アジア・ラテンアメリカ諸国からの移住労働者の女性</p> <p>⑥ タイ・コロンビア・中国・台湾・韓国・フィリピンなどから人身売買され性産業に送りこまれている女性</p> <p>⑦ 日本国籍男性と婚姻関係にある非日本人女性（その多くが東欧やアジア諸国からの「メール・オーダー・ブライド」である）</p> <p>2004年から2005年にかけて、被差別部落女性団体、在日朝鮮人女性団体、アイヌ女性団体が中心となり取り組まれた「アイヌ女性・部落女性・在日朝鮮人女性によるアンケート調査」結果には、親密圏における差別被害の存在が指摘されている。非マイノリティ男性との約80%以上の通婚が進む中で、マイノリティ女性に対するDV被害事象が、その他の差別事象との複合性をおび存在することが明らかになっている。</p> <p>マイノリティ女性が抱える困難や複合的な課題に敏感な感性や実践をもった相談員の養成や公的相談機関における設置が重要。</p>	<p>○ マイノリティ女性に対するDV被害対策については、「アイヌ女性・部落女性・在日朝鮮人女性によるアンケート調査」結果等を参考にしながら、実態を理解しつつ、二次的被害の防止や複合的な差別事象に対応できる相談員の養成等に努めてまいります。</p>
4 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化		
(1)支援策の充実・強化	<p>● 「ステップハウス」の説明文について、「一時保護の後に在宅生活に移行するにはなお課題のある被害者が、自立のための支援を受けながら滞在する居住施設」にされたい。</p> <p>● 住む家を探す時、保証人を行政にしてもらえないか。</p>	<p>○ 御意見について検討しましたが、ステップハウスへの入所の有無に関わらず自立支援を行っており、現行の表現で御理解願います。</p> <p>○ 行政が一個人の保証人になるのは困難であり、保証人不要の不動産や、DV問題について理解のある不動産会社を紹介するなど、住まいの確保における支援に努めてまいります。</p>

項目	意見の要旨	京都府の考え方
(2)生活の確立と心身回復のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者は心身共に深く傷つき、回復に至ることが困難な場合が多い為、DVについて十分理解のある専門家の心理的ケアの充実など回復に必要な支援と時間の提供が必要。ステップハウスを創設していただきたい。 ● DV被害者に対する心理教育を効果的に行うことにより、その後の支援がスムーズに進むので、専門的なカウンセリングの中味として、現在行っているDVサポートラインのような事業を継続して進めてほしい。 ● 中長期的支援の1つとしてカウンセリングが必要。被害当事者は「(知らない土地で)人間関係をつくるのが難しい、自分のことを理解してくれる人が一人でもいたらすごく楽」と言われている。現在、府が取り組んでいるDVサポートラインやグループワークは自立支援にとって重要なことだと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ DV被害により心身の健康回復が困難で、すぐに自立した生活に移れない被害者について、専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの強化を図りながら、継続的な支援を行ってまいります。
(3)関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● ワンストップで被害当事者支援を行えるようにされたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者ニーズの的確な把握と必要な支援策を円滑に提供できる体制を組み、被害者の負担にならない支援を行ってまいります。
5 被害者の状況に応じた支援体制の推進		
(1)民間支援団体との連携・支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 重点目標11【現状と課題】4行目「また、被害者の状況によっては、民間支援団体等による対応が効果的な場合もあるため」が少し意味が不明瞭に思われるので、「公的機関よりも民間支援団体による対応が効果的な場合もあるため」にされたい。 ● シェルター運営者に人件費をだしてほしい。他県では民間シェルター運営資金を市で、人件費を県で出すようになったと支援者から聞いた。シェルターの所在地の市だけでなく、近隣の市町村が一体となって一定の資金を出し合い、各シェルターにわけてほしい。府から助言できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御意見を反映し「公的機関よりも民間支援団体等による対応が効果的な場合もあるため」に修正します。 ○ 府では民間シェルターの運営費に係る経費についての補助を行っており、今後も継続してまいります。
(3)苦情処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象は被害者の救済が目的だが、DVか否か判定できにくい難しいケースも多くあるのではないかと。加害者とされている立場の人の意見や主張も十分に聞き、客観的に判断することも必要。苦情処理体制の整備の一環として、第三者機関や第三者委員会の設置なども検討する余地があると思う。 ● DV被害者が二次被害にあった場合などに、誰でも苦情が申し立てやすいような、わかりやすい、利用しやすい窓口を作り、その窓口によせられた意見を施策に反映するようなシステムを作してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情処理については、府の関係部署に苦情処理担当を設置し迅速に対応するとともに、必要に応じ、京都府男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画審議会の意見を聞くことで、公正で適切な対応に努めてまいります。

項目	意見の要旨	京都府の考え方
全般・その他	<p>● DVは形態も多岐に渡り、外部から実態がわかりにくいいため、地域との連携が非常に重要。地域にある様々な官庁、団体がそれぞれ役割を担い、必要な情報の活用が大事であるが、ややもすると、無責任体制となりやすい。また、プライバシーをどう守るかなどの問題もある。これらを踏まえて、ケースを地域の問題としてとりあげ、各機関で責任者を決めネットワークを組み、情報連絡網をシステム化し、即時対応できるようにするなど、地元と十分協議して取り組んではどうか。</p> <p>予防についても、地域の人に呼び掛けて、いろいろの催しや、会合にも参加してもらうようにしてはどうか。そのなかで、問題点も明らかになり、各人のストレスの解消につながると思う。</p> <p>● 『配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画』（改定版）は端的にまとめてあり、配偶者からの暴力（DV）を容認しない社会の実現に向けて市民一人ひとりの意識の向上につながるものがあると思う。DVの根本的な解決としてまず、被害者を先決に保護すること。また被害者の自立支援、相談体制の充実など、国や自治体はDV防止にむけて取組を強化しなければならない。しかし、相談に行ける被害者よりも、監禁状態にあり相談に行けない被害者が多い事実を受け止める必要がある。また、DVシェルターの設置が全国的に少ないことも解決しなければいけない課題と考える。</p> <p>またDVは「家族間」「当事者だけ」の問題と捉えがちになることから、加害者（今まさに加害者になってしまふ人を含む）、被害当事者以外に対してどのように啓発・指導をおこなっていくのかが問われる。例えば、上記に記載した「外出を許されず、身体及び精神的に苦痛を負わされている被害者」を当事者以外が問題視するかどうか。</p> <p>また、加害者の性質（暴力と優しさを繰り返す構造）、事件の性質をよく分析し、市民啓発につなげることが大切。そのためには、この『中間案』に具体的な取組の内容、目標の設置、DVを許さない社会づくりをめざす方向性が無ければ、まさしく「絵に書いた餅」になるのではないかと。</p> <p>● 具体的な施策は少し抽象的かとも思うが、いずれも重要施策が書かれている。今後、取組状況についての年次毎の報告もあるかと思うが、府民にとって理解しやすい方法（例えば、各目標毎の進捗率を数的処理をし、%で表すなど）で報告をお願いしたい。どの分野の取組が進んでおり、どの部分が遅れているか、府民が視覚的に理解し計画の遂行に参加しやすい状況ができればと考える。真に女性の精神的自立を促せる環境づくりをする必要性を感じている。</p>	<p>○ DV被害者支援において、発見（通報）、保護、自立の各段階において、地域住民の御協力を得ながら、被害者支援に携わる各関係機関が連携し、それぞれの役割に応じて責任をもって対応してまいります。</p> <p>○ DVに対する正しい理解を進めるための啓発に努めるとともに、被害者の状況に応じたきめ細やかな対策（相談・一時保護・自立支援）を実施してまいります。</p> <p>○ 5つの基本目標及び13の重点目標を実現するための具体的な施策を掲げ、併せて数値目標を掲げる中で、DVを容認しない社会の実現に向け総合的に取組を推進してまいります。</p> <p>数値目標については、年次毎の進捗率の公表が必要であると考えており、御意見を参考に府民に分かりやすい方法で公表するよう努めてまいります。</p>

項目	意見の要旨	京都府の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域社会全体でDVについての意識を深めることによって悲劇は必ず防止できる。 ・ 社会の無理解が被害当事者の孤立感を増幅させる。とくに農村部ではDVが潜在化しやすいことを踏まえ、1人で抱え込まずに相談に行ってもいいのだと被害当事者が思える環境づくりを望む。そのためにも行政の啓発が重要。 地域社会で、「DVは夫婦喧嘩とは違う。加害者がパートナーを支配することを目的としている」「暴力は日常的、複合的、反復的である」「DVは犯罪であり人権侵害である」「したがって被害者が加害者を変革することは出来ない」というDVの認識を深める研修を実施されたい。 ・ 学校における非暴力教育の実施を望む。たとえば、いじめで被害者を孤立させていく構造とDVの構造には共通点が多くある。また、第三者が被害者の声をちゃんと聞けるかどうかによって孤立が防げるというのも共通している。高校では恋人間の暴力についての研修を教職員、生徒ともに実施されたい。 ・ 医療・福祉分野での研修を実施されたい。医療はとくに発見しやすい現場であるため、医学部、看護学校におけるDV防止研修を実施されたい。 早期発見によって悲劇を防ぐことができる。 介護現場でも、高齢者夫婦のDVが問題になっているが、DVと読み解くことができず、対応に苦慮されているケースもあるので、「DVとは何か」や対応マニュアルについての研修を実施されたい。 ・ 企業向けの研修を人権研修の一環として位置づけることはできないか。被害当事者の就労への理解や加害者が職場に押しつけてきたときに毅然と対応してもらいたい。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ● 府や市町村に配置された相談員の雇用形態の改善や相談員のスーパービジョンやメンタルケアも必要。 *スーパービジョン(super vision)とは、スーパーバイザー(「指導」する者)が相談員などから提出された事例をもとにその対応の検証をおこなっていく教育のこと。対人援助職者が資質の向上を目指すためにおこなわれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力に気づき、暴力を許さない環境づくりを進めるためには、被害当事者はもとより、周囲の人、あらゆる機関や被害者に接する可能性のある関係機関が、複雑・多様なDVを正しく理解することが大変重要であると考えており、様々な機会をとらえ、民間団体等とも連携したきめ細やかな広報・啓発・研修を実施してまいります。 ○ 各学校においては、年間の全体計画のもとに、児童生徒の発達段階に応じて、生命を大切に作る心、他人を思いやる心など豊かな人間性をはぐくむ教育を、道徳教育や人権学習をはじめ、あらゆる教育活動を通して行っています。 いじめについては、各学校において日頃から児童生徒が発するサインを見逃さないように教育相談機能の充実に努めるとともに、いわゆるデートDVについては、府立高校で学習している学校もあります。 恋人間の暴力が新たな課題となっている中で、将来のDV防止の観点からも、若い世代への教育・啓発が重要と考えており、高校・大学等において教職員、学生、生徒を対象としたデートDV防止啓発講座を実施してまいります。 ○ 医療・福祉分野等早期発見にかかわることが期待されるあらゆる機関や被害者に接する可能性のある関係機関については、研修の実施等や実践的対応マニュアルの定着を推進してまいります。 ○ 企業においても、DVに関して、被害当事者の就労への理解や加害者への対応も含め、DVの正しい理解が進むよう人権研修の一環として位置づけを推進してまいります。 ○ 相談員については、今後とも被害者への相談に対応しやすい環境づくりに努めてまいります。 スーパービジョンについては、府が実施する専門研修や、国が実施する「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業」を利用しながら対応してまいります。